

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きが休日に当たる翌日)

告 示

目 次

◇告示

指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）

指定老人訪問看護事業者からの指定に係る事項に変更があった旨の届出（△）

保険医療機関等の指定（保険課）

クリーニング所の業務に関する講習の指定（生活衛生課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による医療機関の指定の辞退（△）

土地改良法による換地計画の決定（三件）（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（△）（農村整備課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（六件）（△）

土地改良事業の認定（管理課）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（二件）（会計課）

政治団体の設立の届出

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の收支に関する報告書の要旨

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇選管告示

鳥取県告示第四十一号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成七年一月四日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十二号

◇雑報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十七の六の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者から老人訪問看護ステーションの所在地に変更があった旨の届出

があつたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療法人同愛会	指定訪問看護事業者の名称	老人訪問看護ステーションの名称	変更事項
ヨン博愛	訪問看護ステーション	老人訪問看護ステーションの所在地	変更後
		米子市西福原一五〇九	変更前
		米子市西福原一八八〇	届出年月日 平成六年十一月一日

鳥取県告示第四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療法人社団遠藤医院	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
八頭郡用瀬町大字鷹狩七二二一	消化器クリニック米川医院	米子市西三柳八八〇一一	平成七年一月一日
ク	ク	境港市上道町九一四一一	平成七年一月一日

鳥取県告示第四十四号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三
- 二 開催年月日、会場の名称及び所在地

開催年月日	名 称	所 在 地	会 場
平成七年二月十九日	米子保健所	米子市東福原一丁目一一四五	
平成七年三月五日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三一一	

ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一二二	ク
高野歯科医院	米子市東福原三丁目一一五	ク
米子医療画像診療所	米子市河崎五八四一一	ク
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	平成七年一月十七日
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五一二	平成七年一月二十四日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	平成七年一月十八日

三 受講料 四千五百円

四 受講申込み先の名称、所在地及び電話番号

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

鳥取市弥生町三〇二一―

電話 ○八五七（二九）八五九〇

鳥取県告示第四十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十一条の規定により次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
若原内科外科医院	米子市三本松一丁目六一三	平成六年六月二十八日
田中医院下津黒出張診療所	八頭郡郡家町大字下津黒二六	平成六年七月一日
医療法人社団辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五一	平成六年七月一日
野坂内科医院	米子市博労町一丁目四八一三	平成六年七月一日
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一一七八一三	平成六年七月二十六日
医療法人須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年八月一日
医療法人社団小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三一七	平成七年一月二十四日
医療法人社団石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目一九一一一一四	〃

鳥取県告示第四十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	平成六年八月三十一日
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目二五六一	平成六年九月一日
岩本医院	米子市尾高三〇四〇一五	平成六年十月三日
池田歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜一二〇〇一一	平成六年九月六日
わかさ生協診療所	鳥取市湖山町西二丁目一一〇	平成六年十二月二日
トーポー薬局	倉吉市山根五八二一	平成六年七月二十一日
山田薬局	倉吉市新陽町一〇一	〃
武本薬局	倉吉市西倉吉町二三一	〃
有限会社加藤調剤薬局	倉吉市山根上大日五三一	〃
北斗調剤薬局	倉吉市山根六〇三一	〃
津村薬局	倉吉市新町三丁目一一七七一	平成六年八月一日
いずみ薬局	米子市上福原一八三九一	平成六年八月三日
皆生堂薬局	米子市皆生二七二六	平成六年九月二十一日
福市薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	平成六年九月二十三日
		平成六年九月二十七日

名 称	所 在 地	辞退年月日
田中医院下津黒出張診療所	八頭郡郡家町大字下津黒二六	平成六年六月二十七日
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五一一	平成六年六月三十日
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一一七八	平成六年七月二十五日
須山医院	米子市石井一〇七八	平成六年七月三十一日
足立医院	東伯郡羽合町久留一四二一四	タ
小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三一七	タ
石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一一一四	タ
大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	平成六年八月三十日
医療法人社団本家診療所	八頭郡若桜町大字若桜一二〇〇一一	平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇東地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天津地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申立て

て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十一号

郡家町が行う土地改良事業に係る落岩地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

て準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 縦覧に供する期間

平成七年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十号

八頭郡河原町大字北村三四八上田富夫ほか七人の者が共同（田中地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る田中地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十二号

河原町が行う土地改良事業に係る谷長瀬地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
河原町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

日南町が行う土地改良事業に係る下粟谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

鳥取県知事 西 尾 邑 次

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

日南町が行う土地改良事業に係る元折渡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

日野町が行う土地改良事業に係る真住地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
日野町
- 二 事業の種類
日南町役場駐車場整備事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 日野郡日南町生山字仲河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日野郡日南町生山六一九

日南町役場

鳥取県告示第五十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年二月十九日から施行する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

大阪支店	大阪市中央区平野町二丁目
目	大阪市北区曾根崎新地一丁

を
大阪支店

阪市中央区平野町二丁目

に改める。

鳥取県告示第五十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年三月十九日から施行する。

平成七年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

米子市役所出張	米子市加茂町一丁目
所	米子市加茂町一丁目

を
米子市役所出張

米子市加茂町一丁目

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

村尾 馨後援会	門脇増実後援会	田中昭男後援会	平成革新党	自由民主党鳥取 県新英会	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者 者の氏名	所在地	主たる事務所の所在地	届出年月日
土橋 一郎	上山伊佐央	田中 朝彦	山本 寛義	松田喜代次						
村尾 恭子	前田 正夫	田中 光男	本田 直人	吉岡 浦一						
岩美郡国府町大字 中河原七八一三	岩美郡国府町大字 宮下二〇三	八頭郡河原町大字 中井二六	米子市大篠津町四 九一九	米子市富士見町二 一八						
ク	平成六年 十二月二 十日	平成六年 十二月十 六日	平成六年 十二月二 十一日	平成六年 十二月二 十七日						
ク	ク	その他の政治 団体	ク	政黨の 支部	備考					

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

坂本たつみ後援会	坂本昭文後援会	秋山宏樹後援会	山根義明	陶山優	長谷部信博	石本やすとし後 援会
西村孔	篠田富	植田重政	志谷七八一	八頭郡八東町大字 下中谷一五二四	西伯郡西伯町大字 六三七一一	八田宗紀
日野郡日野町下榎	西伯郡日野町大字 十二月二	八頭郡八東町大字 平成六年十二月二	平成六年十二月二	西伯郡西伯町大字 十六日	八頭郡八東町大字 平成六年十二月二	田川勝男
南四〇七	西村孔	西伯郡西伯町大字 平成六年十二月二	平成六年十二月二	西伯郡西伯町大字 十一日	八頭郡八東町大字 平成六年十二月二	八田宗紀

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長
長尾義里

平成七年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

										政治団体の名称	異動事項
タ	タ	日本共産党鳥取県委員会	日本共産党鳥取県委員会	タ	タ	タ	タ	主たる事務所の所在地	公明鳥取総支部		
会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	鳥取市若葉台南六九八	鳥取市秋里五〇六	新	
竹田 英子	鷲見 節夫	保田 瞳美	小原 芳樹	武田 えみ子	石谷 勇雄	小出 英一	藤原 南山			旧	
宮内 影昭	繩平 豊	小村 勝洋	幅田 千富美	田賀 幸雄	小出 英一			平成六年十二月二十一日	平成六年十二月二十一日	届出	
タ	タ	タ	平成六年十二月二十六日	タ	タ	タ	タ				
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	支部の政黨		備考	

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
新生党鳥取支部	石破 茂	森山 亮夫	鳥取市戎町四一九	平成6年十二月二十一日	政党の支部
民社党鳥取県連	橋本 財藏	横山 隆裕	鳥取市戎町一〇	平成6年十二月二十六日	〃
公明党鳥取県本部	太田 吾郎	福谷 勝三	鳥取市今町一丁目二八一	平成6年十二月二十七日	〃
公明党倉吉総支部	表 雅男	福井 孝良	倉吉市上井町一一六〇	〃	〃
公明党鳥取総支部	藤原 南山	小出 英一	鳥取市秋里九五〇一六	〃	〃
公明党米子総支部	藤田 栄治	友森 宏	米子市上後藤五一二一三三	〃	〃
船越礼次郎後援会	坂口 輝行	田中 正幸	鳥取市湖山町西一丁目五〇一	平成6年十一月二十日	その他の政治団体
村尾 馨後援会	松川善之助	村尾 恭子	岩美郡国府町大字中河原七八一三	（平成6年12月9日解散）	
小林一郎後援会	佐々木精治	山口 憲治	鳥取市上町一四七	平成6年十一月二十六日	
松本紀郎後援会	松本 速水	松本 伸	境港市渡町一三一九	三一三	

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定に基くも、政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成7年1月1十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾義男

◎政黨の支部

期間 平成6年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 新生党 鳥取支部

報告年月日 平成6年12月22日

政治団体からの寄附

(1) 収入の内訳

寄附（政党匿名寄付を除く）

(内訳別掲)

合計

2,000,000円

2,000,000円

(寄附の内訳)

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 2,000,000円

石破しげる後 2,000,000円

鳥取市

本信玄一後援会	上田 哲男	太田 重栄	東伯郡北条町下神七三六	平成6年十二月二十七日	〃
前田 進後援会	井藤 淳	山路 繁	西伯郡田吉津村大字富吉一〇二四一四	平成6年十二月二十八日	〃

(2) 支出の内訳		民社党史	225,000円	合 計	3,004,465円	中野 保	405,000円	鳥取市
政治活動費	小 計	721,550円	政治団体の名称	公明党鳥取県本部	小出英一	405,000円	鳥取市	
寄附・交付金	その他の収入	2,000,000円	報告年月日	平成6年12月27日	武田えみ子	405,000円	鳥取市	
合 計	10万円未満の収入	123,221円	友森 宏	405,000円	米子市			
	合 計	2,947,401円	(平成6年12月5日解散)	梅林稔史	405,000円	米子市		
政治団体の名称 民社党鳥取県連合会	[寄附の内訳]		1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	19,981,159円	長岡和好	405,000円	米子市
報告年月日 平成6年12月26日	個人からの寄附		(1) 収入総額	(1) 収入総額	10,149,140円	矢野英夫	331,500円	倉吉市
(平成6年12月13日解散)	(寄附者の氏名) (金額) (住所)		ア 前年繰越額	ア 前年繰越額	9,832,019円	表 雅男	331,500円	倉吉市
1 収入・支出の総額	橋本財蔵 1,536,000円 倉吉市		イ 本年収入額	イ 本年収入額	12,704,232円	福井孝良	331,500円	倉吉市
(1) 収入総額	桑本丞章 18,000円 西伯郡名和町		(2) 支出総額	(2) 支出総額	1,554,000円	原田 忠	226,300円	境港市
ア 前年繰越額	小 計		2 収入・支出の内訳	(1) 収入の内訳		植田武人	273,100円	境港市
イ 本年収入額	57,064円		(2) 支出の内訳	寄附 (政党匿名寄附を除く)		南条可代子	46,800円	境港市
(2) 支出総額	2,947,401円		(内訳別掲)	個人からの寄附	安陪峯雄	56,000円	岩美郡国府	
2 収入・支出の内訳	(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)			その他他の収入	7,815,600円	岸 龍司	58,900円	岩美郡岩美町
(1) 収入の内訳	ゼンセン同盟 33,000円 鳥取市			公明党本部受入交付金	1,926,130円	加賀田義雄	61,600円	八頭郡用瀬町
個人の負担する党費又は会費	経常経費			事務所費	130,000円			
(191人)	備品・消耗品費	181,402円		小 計	311,402円			
寄附 (政党匿名寄附を除く)	事務所費	130,000円			10万円未満の収入	90,289円		
(内訳別掲)	小 計	311,402円						
個人からの寄附	政治活動費	2,016,419円				田賀幸雄	62,400円	気高郡気高町
法人その他の団体からの寄附	組織活動費	9,832,019円						
小 計	機関紙誌の発行	691,671円				福田家和	66,500円	東伯郡三朝町
寄附合計	その他の事業費	497,646円						
機関紙誌の発行事業による収入	機関紙誌の発行事業費	497,646円				島飼 昇	46,300円	東伯郡関金町
週間民社	寄附・交付金	1,503,746円				太田吾郎	1,211,400円	鳥取市
	小 計	2,693,063円				福谷勝三	1,211,400円	米子市
						吉松充正	47,600円	東伯郡大栄町
						藤原南山	405,000円	鳥取市

平成7年1月24日 火曜日

県 取 鳥 公 報

野口 勵	17,200円	東伯郡東伯町	3 資産等の内訳	機関紙誌の発行	機関紙誌の発行
三澤 恭	53,300円	西伯郡西伯町	(支払先) 井関忠夫 (金額) 1,350,000円 (支払年月日) 昭和53年8月16日	その他の事業費 宣伝事業費	5,000円 5,000円
村上正勝	18,900円	西伯郡名和町		小計	164,840円
				合計	168,347円
本高親雄	61,700円	日野郡江府町	政治団体の名称 公明党倉吉総支部 報告年月日 平成6年12月27日 (平成6年12月5日解散)	政治団体の名称 公明党鳥取総支部 報告年月日 平成6年12月27日 (平成6年12月5日解散)	政治団体の名称 公明党米子総支部 報告年月日 平成6年12月27日 (平成6年12月5日解散)
竹内茂美	23,900円	日野郡溝町	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
長谷川和幸	37,800円	日野郡溝町	(1) 収入総額 980,321円 ア 前年越縁額 642,225円 イ 本年収入額 338,096円	(1) 収入総額 2,630,785円 ア 前年越縁額 1,984,787円 イ 本年収入額 645,998円	(1) 収入総額 1,890,561円 ア 前年越縁額 989,715円 イ 本年収入額 900,846円
小計	7,815,600円		(2) 支出総額 168,347円	(2) 支出総額 278,717円	(2) 支出総額 300,631円
(2) 支出の内訳			2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳	2 収入・支出の内訳
経常経費			(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳	(1) 収入の内訳
光熱水費	426,363円		その他の収入	その他の収入	その他の収入
備品・消耗品費	466,266円		公明党鳥取県本部から受入交付金	公明党鳥取県本部から受入交付金	公明党鳥取県本部から受入交付金
事務所費	4,632,277円				
小計	5,574,906円		336,000円	641,000円	898,000円
政治活動費		10万円未満の収入 2,096円	10万円未満の収入 4,998円	10万円未満の収入 2,846円	
組織活動費	760,655円	小計 338,096円	小計 645,998円	小計 900,846円	
機関紙誌の発行		合計 338,096円	合計 645,998円	合計 900,846円	
その他の事業費	1,047,671円	(2) 支出の内訳	(2) 支出の内訳	(2) 支出の内訳	
宣伝事業費	1,047,671円	経常経費	経常経費	経常経費	
寄附・交付金	5,321,000円	事務所費 3,507円	事務所費 6,798円	事務所費 182,837円	
小計	7,129,326円	政治活動費	政治活動費	政治活動費	
合計	12,704,232円	組織活動費	組織活動費	組織活動費	80,944円

平成7年1月24日 火曜日

機関紙誌の発行	191,301円	(内訳別掲)	政治団体の名称 前田進後援会
その他の事業費	36,850円	合 計	167,000円
宣伝事業費	36,850円	個人からの寄附	報告年月日 平成6年12月28日
小 計	117,794円	合 計	167,000円
合 計	300,631円	[寄附の内訳]	(平成6年11月30日解散)
◎その他の政治団体		個人からの寄附	収入・支出の総額
期間 平成6年1月1日～同年12月31日		その他	1 収入総額 0円
政治団体の名称 船越礼次郎後援会		合 計	2 支出総額 0円
報告年月日 平成6年12月20日		(2) 支出の内訳	
(平成6年12月19日解散)		政治活動費	政治団体の名称 村尾馨後援会
1 収入・支出の総額	15,659円	組織活動費	報告年月日 平成6年12月20日
(1) 収入総額	15,659円	その他の経費	(平成5年12月31日解散)
ア 前年繰越額	15,659円	小 計	1 収入・支出の総額
イ 本年収入額	0円	合 計	19,100円
(2) 支出の総額	15,659円	(1) 収入総額	ア 前年繰越額 19,100円
2 支出の内訳		(2) 支出総額	イ 本年収入額 0円
1 収入・支出の総額	224,468円	政治活動費	組織活動費 19,100円
ア 前年繰越額	223,928円	合 計	19,100円
イ 本年収入額	540円	(平成6年12月25日解散)	
(2) 支出総額	224,468円	収入・支出の総額	
2 収入・支出の内訳		1 収入総額	0円
(1) 収入の内訳		2 支出総額	0円
その他の収入		合 計	19,100円
10万円未満の収入	540円	1 収入・支出の総額	
合 計	540円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出の内訳		ア 前年繰越額	0円
経常経費		イ 本年収入額	167,000円
備品・消耗品費	6,000円	(2) 支出総額	167,000円
事務所費	27,167円	2 収入・支出の内訳	
小 計	33,167円	(1) 収入の内訳	
政治活動費		寄附 (政党匿名寄附を除く)	

鳥取県公安委員会報告書

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十一号)第一百一十条第一項の技術上の規格に適合しないと認めたので、遊技機の設置及び販売の検定等に関する規定(昭和六十年国家公安委員会規則第十四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年一月二十四日

鳥取県公安委員会 森 本 敏

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ブンブン丸DX	株式会社平和
"	花伝説	"
"	フィーバーピンボール	株式会社三共
"	フィーバーホリデーGP	"
"	フィーバーウォーズSP	"
"	マーメードSP	"
"	C R F・ピンボール	"
"	フィーバーリノ	"
"	マジックキャメル2A	株式会社ニューギン

公安委員会報告

"	VロードA	"
---	-------	---

雑報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗に係る小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成7年2月7日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年1月24日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤

○ 法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

1 届出者の名称

株式会社三幸

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合中山店

西伯郡中山町赤坂348-2

3 閉店時刻

午後10時

4 休業日数

年間3日